

2011年8月5日

「社会保障・税番号大綱」に関する日本新聞協会の意見

社会保障・税に関する「共通番号」については、年金、医療、税務など広範囲の分野での利用が想定されており、「効率的できめ細かい社会保障が実現できる」「所得捕捉率の不公正是正に役立つ」といった評価の声が新聞協会加盟各社からも出ている。ただ、新聞協会としては、罰則強化が前面に出ることで、いわゆる「過剰反応」による情報提供の萎縮や、個人情報保護に名を借りた情報隠しが生じ、憲法が保障する報道の自由や、それに基づく国民の知る権利に重大な障害をもたらすのではないかと、という懸念を抱く。

2005年に個人情報保護法が全面施行された際、個人情報保護を理由とした匿名化が社会のさまざまな場面で進んだ。警察の匿名発表が増えたのをはじめ、JR福知山線脱線事故の際に、報道機関の取材に対し、病院が被害者の安否確認を拒否したり、行政当局が懲戒処分を受けた公務員の実名を隠したりする事態が起きた。個人情報保護法は第50条で、「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」などが報道目的で取り扱う個人情報については、個人情報取り扱い事業者の義務等は「適用除外」とすると定めている。また、同法第35条でも、表現の自由などを尊重して、主務大臣の権限の行使を制限している。こうした条文があるにもかかわらず、一般にはこの規定が浸透していないのが実態だ。

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会の下にある個人情報保護ワーキンググループの報告書（6月23日）によると、「番号法」においても、個人情報保護法第35条及び第50条に相当する適用除外の規定を設ける必要があるのかどうか検討すべきではないかという指摘があった。これに対し、報道の自由または取材の自由の制約というのは憲法論の領域であり、そもそも、報道の自由を妨げてならないというのは法律や大綱に書き込む以前の当然の話であるとの意見もあった。まずはこの点に関する立法者の考え方を明確にしていきたい。公益目的の取材活動への協力も罰則の対象になるのであれば、報道機関として対処が必要になってくる。

さらに、共通番号制度の法案策定作業にあたっては、社会の存立に不可欠な情報の流通が阻害されることがないように、周知徹底することを強く求める。

以 上